

## 一般廃棄物処理業許可申請の手引き

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条により、一般廃棄物処理業を営もうとする方は、当該事業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。

### 申請・手続きについて

夕張市内で一般廃棄物処理業を営もうとする方は、「夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」および「夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」にのっとり、許可申請書を提出しなければなりません。

以下のとおり申請してください。

### 1 必要書類

#### (1) 収集運搬業を営む方

- ①一般廃棄物処理業（収集、運搬業）許可申請書（様式第7号）
- ②事業計画書 ※任意様式
- ③[法人の場合]定款および登記簿の写し  
[個人の場合]住民票の写し
- ④自動車車検証の写し
- ⑤その他必要と認める書類及び図面  
※事業内容によって市民課環境生活係と協議の上、提出とする。

#### (2) 処分業を営む方

- ①一般廃棄物処理業（処分業）許可申請書（様式第8号）
- ②事業計画書 ※任意様式
- ③申請者の所在地に施設の所有権を有することを証する書類
- ④[法人の場合]定款及び登記簿の写し  
[個人の場合]住民票の写し
- ⑤事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要がわかる書類
- ⑥その他必要と認める書類及び図面  
※事業内容によって市民課環境生活係と協議の上、提出とする。

#### (3) 収集運搬業（し尿および浄化槽汚泥）を営む方

- ①一般廃棄物処理業（収集、運搬業）許可申請書（様式第7号）
- ②事業計画書 ※任意様式
- ③[法人の場合]定款及び登記簿の写し  
[個人の場合]住民票の写し
- ④自動車車検証の写し
- ⑤その他必要と認める書類及び図面  
※事業内容によって市民課環境生活係と協議の上、提出とする。

### 2 許可手数料

一般廃棄物処理業許可手数料 1件：15,000円

3 許可の更新についての留意事項

許可の有効期限は、2年間となっております。許可を更新する場合は、許可の有効期限が満了するまでに申請してください。

※許可満了期間が過ぎた後の申請は原則認めません。

4 許可後の申請・届出

許可証を紛失または棄損した場合は、市民課環境生活係にご連絡ください。

5 一般廃棄物処理業に係る廃止または変更の届出（様式第12号）

一般廃棄物処理業の許可を受け事業者で廃止または住所等の変更が生じたときは、下記の書類を提出してください。

①一般廃棄物処理業廃止（変更）届出書

②住所等の変更が生じた内容の書類

（定款及び登記簿の写し、車検証の写し等）